

千葉県立病院改革プラン（第3期）用語解説

(ア行)

[医療介護総合確保基金]

医療介護総合確保推進法の成立により各都道府県が造成を行った基金で、「(1)地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「(2)居宅等における医療の提供に関する事業」、「(3)介護施設等の整備に関する事業」、「(4)医療従事者の確保に関する事業」、「(5)介護従事者の確保に関する事業」の5つの事業が対象となります。

[医療経営士]

医療機関を運営する上で必要な医療および経営に関する知識と、経営課題を解決する能力を有し、一般社団法人日本医療経営実践協会が実施する試験に合格した上で、協会の認定登録を行った人材のことで、実践的な経営能力が期待されています。

[医業収支比率]

医業本来の収支の状況を示す指標で、 $\text{医業収益} \div \text{医業費用} \times 100$ で算出し、100以上は黒字、数値が大きいほど経営状況が良いことになります。

[医療ビッグデータ]

患者の診療情報など病院で扱う大量で多様な情報のことで、医療の効率化、健康づくり及び疾病予防などの分野での活用が期待されています。

[インターンシップ]

学生が一定期間企業などで研修生として職場体験を行い、自分の将来に関連のある職業を体験する制度です。

[インフォームドコンセント]

説明と同意の意味で、治療の目的、方法、リスク、他の選択肢など、詳しい説明を医師が行い、患者は、それらの情報をもとに、治療を受けるかどうか判断することになります。

(カ行)

[カスタマイズ]

メーカー既製品を病院の運用に合わせた変更を加えることで、個々の病院の事情にあった製品を購入することができますが、費用が高額になることや、標準化への対応が難しくなることなどの弊害もあります。

[緩和ケア]

緩和ケアは、患者、家族と思いを分かち合い、苦痛を和らげ、その人自身が持っている力を強め、支えあい、その人らしい生活をおくる事が出来るよう、可能な限りの支援をする医療です。がん対策基本法では、疼痛等の症状緩和を目的とする緩和医療が、早期から適切に行われることが求められています。

[基準病床数]

基準病床数は、病床の適正配置を図ることを目的として、医療法の規定に基づき、保健医療計画において定めるものです。一般病床、療養病床及び診療所の療養病床は2次保健医療圏ごとに、精神病床、感染症病床及び結核病床は県域全体で定めています。

[急性期疾患]

急激に発症し、経過の短い疾患の総称で、具体的には、脳卒中、急性心不全、急性腎不全、急性肺炎、急性肝炎などが代表的なものになります。

[協議の場（地域医療構想調整会議）]

医療法の規定に基づき、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、都道府県が設置するものです。

[クリニカルパス]

クリニカルパスとは、治療・検査やケアなどの治療内容とタイムスケジュールを明確にした診療計画書であり、患者は、いつ検査、手術をするかということがわかり、入院生活の不安軽減につながるとともに、医療スタッフにとっても、治療スケジュールが明確化かつ共通化され、チームとしての医療サービス提供に資するものです。

[クリニカルラダー]

キャリア開発プランの一つで、専門知識や技術を段階的に身につけられるよう計画されます。

[経常収支比率]

医業及び医業外を含めた収支の状況を示す指標で、 $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$ で算出し、100以上は単年度黒字、数値が大きいほど経営状況が良いことになります。

[後期臨床研修医]

2年間の医師臨床研修を終え、大学病院や市中病院での後期臨床研修コースなどで、更に専門的な臨床技術等を学ぶ医師のことで、通常は医師国家試験合格後3～5年目の医師が該当します。

[後方病床]

急性期病院退院後の役割を担う慢性期病院の療養病床や有床診療所の病床などのことを指します。

[公立病院改革ガイドライン]

平成19年12月24日に総務省自治財政局長より示されたガイドラインで、公立病院が地域において必要とされる良質な医療を継続的に提供していくために、①経営効率化、②再編・ネットワーク化、③経営形態の見直しの3つの視点に立った改革を一体的に推進する必要性を示し、地方公共団体に「改革プラン」の策定と改革の推進を求めたものとなっています。本市では、ガイドラインを受け、平成22年1月に第1期改革プランを策定・公表しました。

平成27年3月には、地域医療構想策定ガイドラインの内容と整合性を図るべく、見直しが行われました。

[コージェネレーションシステム]

内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出す、エネルギー供給システムのひとつで、総合エネルギー効率を高めることができます。

(サ行)

[災害医療協力病院]

千葉県内において、災害時に災害拠点病院とともに患者の受入れを行う救急病院です。

[在宅復帰率]

退院患者のうち退院先が自宅、他院の回復期リハビリテーション病棟、他院の地域包括ケア病棟、他院の療養病棟（在宅復帰機能強化加算届け出）、居住系介護施設または介護老人保健施設（在宅強化型または在宅復帰・在宅療養支援機能加算届出）に退院した患者の割合のことを指します。

[在宅療養後方支援病院]

在宅医療を提供する医療機関と連携し、あらかじめ届け出ている入院希望患者に24時間対応可能な体制を整えている病院のことです。必要に応じて入院できる病床を常に確保し、やむを得ず当該病院に入院させることができない場合は、他に入院可能な病院を探し、入院希望患者を紹介します。

[社会福祉士]

社会福祉業務に携わる人の国家資格で、専門的知識及び技術をもって、障害者や日常生活を営むことが困難な者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供し、医師などの関係者との連携・調整などを行う職種です。

[循環型地域医療連携システム]

「がん」「脳卒中」「急性心筋梗塞」「糖尿病」の4疾病と、「救急医療」「災害時における医療」「周産期医療」「小児医療（小児救急医療を含む）」の4事業について、患者の病状に合わせて医療機関の治療と保健・福祉サービスを連動させるため、千葉保健医療計画において、二次保健医療圏ごとに、医療機能等の役割分担に関する連携イメージ図と各医療機能に対応する医療機関等のリストを明示したものです。

[新規入院患者数]

一定の期間に新たに入院した患者の数で、数が多いほうが、地域の医療需要に的確に対応していると評価することができます。

[診療情報管理士]

診療録を高い精度で機能させ、そこに含まれるデータや情報を加工、分析、編集し活用することにより医療の安全管理、質の向上および病院の経営管理に寄与する職種です。

[精神保健福祉士]

精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格で、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院などにおいて地域相談支援に関する相談その他の社会復帰に関す

る相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う職種です。

[専門看護師]

ある特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有することを認められ、特定の専門看護分野の知識・技術を深め、専門看護師認定審査に合格した看護師のことで、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供し、保健医療福祉の発展に貢献し、あわせて看護学の向上を図ることを目的としています。

[専門特化]

第2期千葉市立病院改革プランでは、両市立病院の得意な診療分野を伸ばし、収益を拡大することで収支の改善を図ることを基本方針としています。

[造血幹細胞移植]

血液がん（白血病やリンパ腫、骨髄腫など）や骨髄不全症（再生不良性貧血や発作性夜間ヘモグロビン尿症など）などに対し、造血幹細胞が含まれる血液を移植する治療法を造血幹細胞移植と言います。

[造血器悪性腫瘍]

白血病、悪性リンパ腫などの血液疾患のことを指します。

（タ行）

[第二種感染症指定医療機関]

感染症予防法で規定されている感染症のなかで、危険性が高く特別な対応が必要な感染症の患者を治療する医療施設で、第二種感染症指定医療機関では、コレラなどの2類感染症に対応します。

[地域医療構想]

急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目無く、また過不足無く提供される体制の確保を目指し、概ね二次保健医療圏に準じた圏域ごとに、地域医療の目指すべき将来像を定めた計画で、平成27年度以降に都道府県が定めることになっています。

[地域医療支援病院]

地域で完結した医療提供を可能とするため、一次医療を担う「かかりつけ医」を支援し、専門外来や入院、救急医療など、地域医療の中核を担う体制を備えた病院に対し、各都道府県知事が「地域医療支援病院」の名称使用の承認をするものです。海浜病院では、平成25年8月6日に承認を受けています。

[地域完結型医療]

医療機能の分化・連携を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制のことで、急性期の医療提供体制に関しても、個々の医療機関の最適ではなく、地域の医療機関全体での最適を実現する必要があります。

[地域災害拠点病院]

災害対策基本法に基づいて都道府県知事が指定する病院で、県内や近県で災害が発生し、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を提供することが困難な場合に、都道府県知事の要請により、傷病者の受け入れや災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team = DMAT）の派遣を行う病院です。

[地域周産期母子医療センター]

産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期（妊娠22週から生後7日未満までの期間）に係る比較的高度な医療を24時間体制で提供することができる医療施設で都道府県が認定し、その設備等に応じて総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターの2種類に区分されます。海浜病院は、平成22年5月に地域周産期母子医療センターの認定を受けました。

[地域小児科センター]

地域小児科センターは、原則として、1つの地域小児医療圏（小児二次医療・小児保健事業を一体として行う圏域）に1か所配置することが想定されるもので、小児二次医療の24時間提供および質の高い継続性のある小児医療提供体制構築のために、小児科医の労務環境の管理・改善への努力が求められます。

[地域前方連携]

診療所や病院で診療を受けている患者を、必要に応じてより高度な医療を提供する病院へ紹介することを指します。

[地域包括ケアシステム]

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことで、介護が必要になった高齢者や障害者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられることを目指すものです。

[千葉県がん診療連携協力病院]

千葉県の定める「千葉県がん対策推進計画」に基づき、県民が身近な地域で質の高いがん医療を受けられるように、がん診療連携拠点病院に準じる医療機関として、かかりつけ医等と連携し、診療にあたる体制を構築しています。青葉病院では、胃がん、大腸がん、海浜病院では、胃がん、大腸がん、乳がんが指定されています。

[千葉県共用地域医療連携パス]

循環型地域医療連携システムによる医療機関の役割分担と連携を円滑に進めるためのツールで、千葉県が、千葉県医師会、関係病院等と協働して作成・運用をしています。

[千葉県保健医療計画]

千葉県の保健医療提供体制の確保に関する事項を定める法定計画のことで、「県民一人ひとりが、健やかに地域で暮らし、心豊かに長寿を全うできる総合的な保健医療福祉システムづくり」を基本理

念とし、「(1)質の高い保健医療提供体制の構築」、「(2)健康づくりの推進」、「(3)保健・医療・福祉の連携確保」、「(4)安全と生活を守る環境づくり」の4つの柱に沿った施策を展開しています。

[千葉県 DMAT 指定医療機関]

地域災害拠点病院のうち、被災地からの重症患者の受入機能、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の派遣機能等を備え、広域的な医療活動の拠点となる病院に対し、都道府県知事が指定するものです。

[地方公営企業]

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業をいいます。地方公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持されます。

[地方公営企業法]

地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律で、昭和27年に成立・施行されたものです。

[地方公営企業法全部適用]

財務上の規定に加え、地方公営企業法の組織や職員の身分等に関する規定を適用することです。全部適用になると、病院事業の責任者として病院事業管理者が設置され、経営責任が明確になることで、より柔軟な病院運営が可能となります。

(十行)

[二次保健医療圏]

全県的な対応が必要となる特殊な医療を除き、医療機関相互の機能分担・連携により保健医療サービスの提供を完結させる圏域のことで、通常は複数の市町村で構成されます。なお、千葉市は単独で千葉保健医療圏を構成しています。

[入院診療単価]

入院患者1人1日当たりの診療費の額で、額が高いほうが、高度で専門的な医療を提供していると評価することができます。

[認定看護管理者]

看護管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると認められ、認定看護管理者認定審査に合格した看護師のことで、多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族及び地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供することを目指し、看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与することにより、保健医療福祉に貢献します。

[認定看護師]

ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することが認められ、認定看護師認定審査に合格した看護師のことで、看護現場における看護ケアの広がりや質の向上をはかることを目的としています。

（ハ行）

【パッケージシステム】

業務に合わせて病院が独自に開発したシステムではなく、標準化された業務プロセスに合わせて作られたシステムのことで、独自開発のシステムに比べ、費用が安価となり、多くの病院で使用されることで品質が安定していることなどがメリットとなります。

【病院情報システム】

病院で利用している電子カルテや医事会計、各部門の情報管理を行うシステムなどの総称のことです。

【病床機能報告制度】

医療法の規定に基づき、病院・診療所が、担っている医療機能の現状と今後の方向について、病棟単位で、「高度急性期機能」、「急性期機能」、「回復期機能」及び「慢性期機能」の4区分から1つを選択し、その他の具体的な報告事項とあわせて都道府県に報告する仕組みで、本報告の集計結果を基に各都道府県は地域医療構想（ビジョン）を策定し、更なる医療機能の分化・連携を推進することになります。

【病床利用率】

病院のベッドの利用状況を示す指標で、（24時現在の患者数＋1日に退院した患者数）／病床数×100で算出します。100に近ければ近いほど、病院の入院機能を効率的に活用していると評価することができます。

【病診連携】

病診連携の「病」は病院、「診」は診療所のことであり、病院と診療所がそれぞれの役割・機能を分担し、互いに連携しながら、より効率的・効果的な医療提供を目指すものです。

【平均在院日数】

入院患者の在院日数の平均値で、一般的には、日数が短いほうが効率的な医療提供を行っているといえることができます。

（マ行）

【マイナンバー（社会保障・税番号制度）】

平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により導入された社会保障・税番号制度のことで、平成28年1月からは、医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続きなどで利用が可能となります。

（ラ行）

【リスクマネージャー（医療安全管理者）】

医療安全に関する事務的責任者で、医療安全の取り組みを進めるため、病院の管理者から、医療機関の管理者から安全管理のために必要な権限が委譲され、人材、予算およびインフラなど必要な資源を付与されます。

（その他）

[7：1 看護配置基準]

患者7人に対して看護師1人を配置するもので、手厚い看護が必要になることから、費用も多く必要であり、診療報酬が高く設定されています。

^{ディーマット} [DMAT (Disaster Medical Assistance Team, 災害派遣医療チーム)]

大震災等の自然災害のほか、大規模交通事故の現場などでも活動できる機動性を持つ医療チームで、事前に災害時の医療訓練教育を受けています。専門的な訓練を受けた医師や看護師が医療資器材を携え現場に急行し、その場で救命措置などを行う点が特徴となっています。

^{ディーピーシー} [DPC (Diagnosis Procedure Combination, 診断群分類) データ]

診療報酬を計算するための全国で統一された形式の情報で、患者臨床情報（患者基本情報や病名など）と診療行為情報を含みます。DPCデータを活用することで、医療の効率化を進めることが期待されています。

^{ディーピーシー} ^{ピーディーピーエス} [DPC / PDPS (Per-Diem Payment System, 診断群分類に基づく1日あたり包括払い制度)]

入院患者の病名・症状・治療行為を基にして厚生労働省が定めた1日当たりの金額からなる「包括評価分」（投薬・注射・処置・入院料等）と「出来高評価分」（手術、麻酔、リハビリ、指導料等）を組み合わせ、診療報酬を計算する制度のことで、全国から診療に伴うデータが集められることで、標準的で効果的な治療の確立に寄与すること期待されています。

^{ピーディーシーエー} [PDCAサイクル]

業務改善を推進する手法の一つで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を一連のサイクルとして、これを継続的に行います。

千葉市の市章



千葉市章は、千葉市の開祖、千葉氏の月星の紋章からとったものです。千葉氏の紋章は月星・九曜星の併用ですが、この月星に千葉の「千」を入れて、大正10年に市制施行を記念して本市の市章としました。

